

令和5年度の諸会費の免除手続きについて

神奈川県立鶴見高等学校

1 免除対象となる諸会費等の費目

P T A運営費、P T A教育振興費、図書費、生徒会費（生徒会特別徴収金を含む）

2 免除対象者

- (1) 生活保護を受給されている方
- (2) 児童福祉施設等に入所されている方
- (3) 次のいずれかの条件にあてはまる方

- ・経済的な理由により学費の負担が困難な方
- ・経済主体をなしている方が当該年度中に死亡・傷病等となった方

(3)の条件：

保護者等の令和5年度の道府県民税の所得割額と市町村民税の所得割額を合算した額が85,500円未満となる方。（都道府県民税・市町村民税の均等割額の金額は含めません。保護者が2名いる場合はそれぞれの所得割額を合算した合計で審査します。）

免除対象外の費目（支払いが必要な費目）

- ・学年費
- ・特別教育振興費（1学年が対象）
- ・芸術選択科目費（美術費・音楽費1・2年生が対象）
- ・口座振替手数料

*令和5年4月21日から施行済みの神奈川県立高等学校の入学検定料等の免除基準に準じます。

*前年度免除になられた方でも審査の結果今年度は免除とならない場合があります。

3 免除の申請手続き・申請書類

諸会費の免除を希望する者は、6月1日より申請書をお配りしますので事務室にお申し出ください。必要書類を 所定の期日までに事務室担当まで提出してください。

申請書類 ① 諸会費免除申請書 ② 実情調書 … 2(3)に該当する方
③ 令和5年度の課税証明書等所得割額が確認できる書類

*マイナンバーでの所得割額の確認は出来ませんので③の書類を提出ください。

4 申請書類の提出期限・提出先 **2023年 7月 31日 (月)** 事務室窓口まで

※6月5日の諸会費口座振替時は免除対象費目を含めた諸会費が全額振替となります。予めご了承ください。

免除申請後は、順次諸会費免除の可否について決定します。

- ・免除審査の結果免除になった場合、口座振替したうちの免除対象となる諸会費等の費目分を口座へ返金します。（振込手数料は返金額から差し引きとなります。）
- ・免除とならなかった場合、口座振替されていれば特に徴収はありません。

*口座振替ができなかった方には後日、該当金額を事務室窓口で現金でお支払いいただくこととなります。

裏面もご確認ください→

免除区分	提出書類	提出期限
(1)生活保護世帯	①諸会費免除申請書	令和5年7月31日(月)
	②生活保護受給証明書の原本 (R5年1月1日時点で生活保護を受給していること。写しでも可能)	令和5年7月以降の就学支援金申請済みならば提出不要
(2)児童福祉施設入所者又は里親に保護を受けている方	① 諸会費免除申請書	令和5年7月31日(月)
	②在施設証明書 又は児童相談所長が発行する委託通知の写し	令和5年7月以降の就学支援金申請済みならば提出不要
(3)経済的理由で納入が困難な方 ・ 災害、保護者の死亡・傷病等による家計急変の方	① 諸会費免除申請書	令和5年7月31日(月)
	② 実情調書 (家族の状況は生徒本人も含めて記載。)	
	③ <u>保護者(父・母がいる場合は双方)の令和5年度(令和4年分)の市町村民税所得割</u> が記載された書類 ・市民税・県民税特別徴収税額通知書の写し ・市民税・県民税額決定・納税通知書の写し ・市民税・県民税課税(非課税)証明書の写し	
	④ 家計急変の方の場合は事由を確認できる書類を別途提出していただきますのでその場合は事務室へご連絡ください。	

(注) 諸会費の免除申請は、毎年度(学年ごとに) 行うことになっております。

《 諸会費免除申請書類に記載される個人情報の取扱目的について 》

諸会費の免除申請に伴いご提出いただいた審査書類から知りえた情報は、本校の諸会費の免除業務以外の利用を目的として使用いたしません。

【問合せ先】 事務室担当：田内

電話045-581-4692

※受付時間は、土・日曜日・祝日を除く8時25分から16時55分です。